

IIRC

国際統合報告フレームワーク案の概要

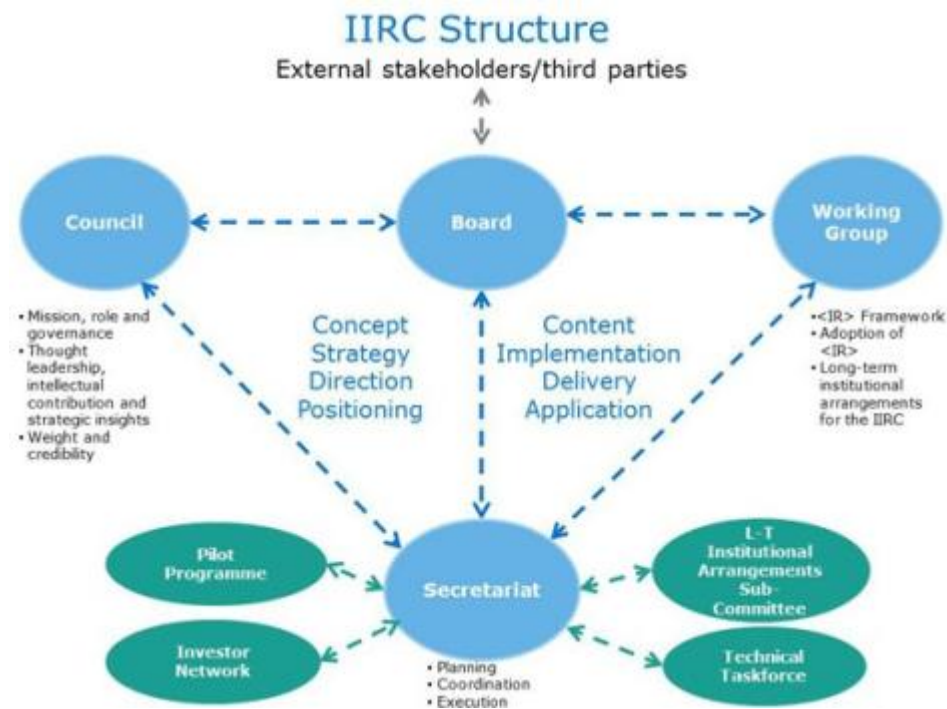
IIRC Technical Taskforce Member

公認会計士 森 洋一

国際統合報告評議会(IIRC)

<http://www.theiirc.org/>

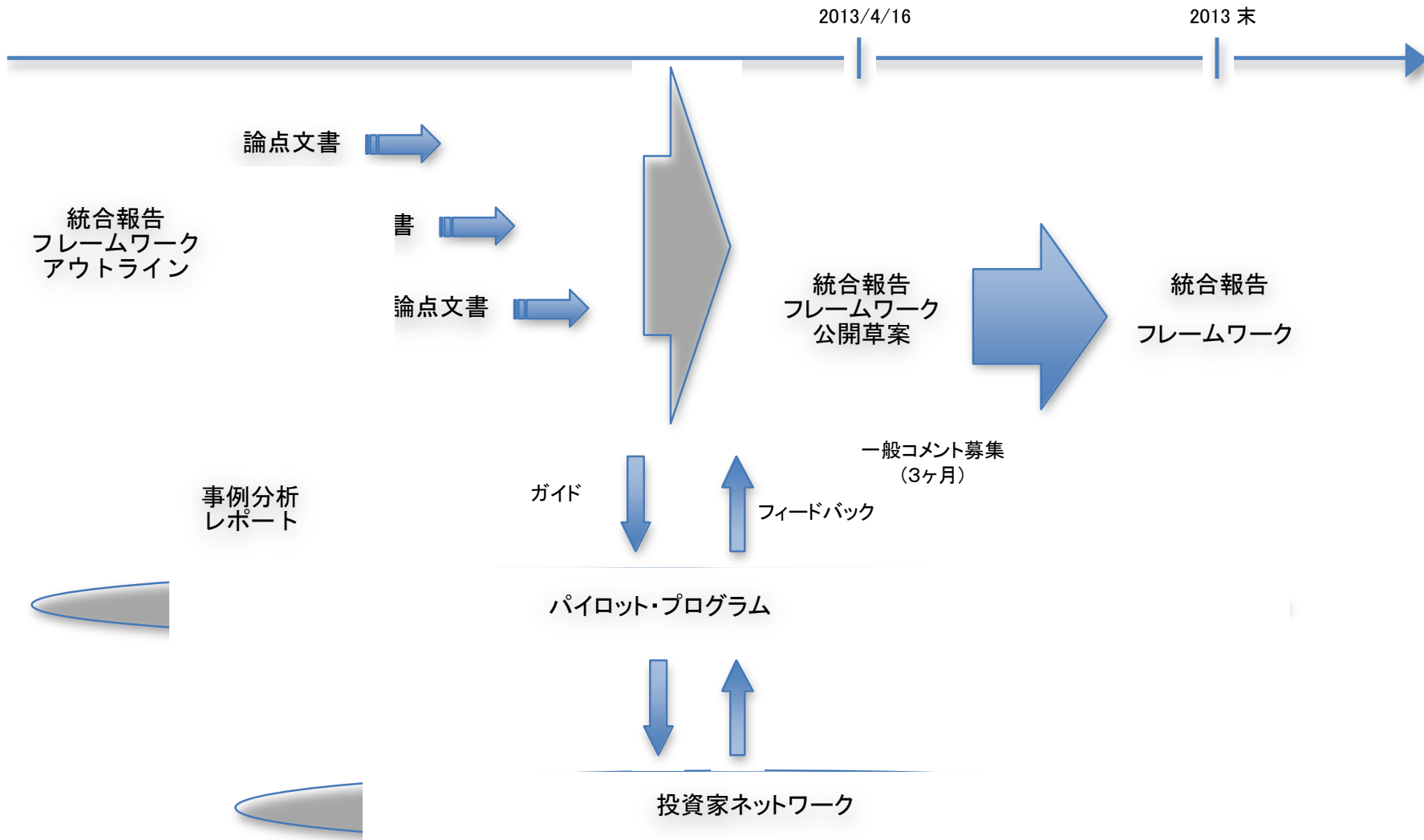
- 組織: 英国拠点の民間非営利法人
- IIRCの目的
 - 国際的に合意された統合報告フレームワークを構築すること。
 - 統合報告に関連する制度構築や企業実務が進む中で、国際的な広がりの一貫した対応を促すこと。



国際統合報告フレームワーク案の公表

- フレームワーク案公表までの流れ
 - 2010年8月 : IIRC設立
 - 2011年9月 : 統合報告ディスカッション・ペーパー公表
 - 2012年7月 : 統合報告フレームワーク・アウトライン公表
 - 2012年11月 : 統合報告フレームワーク・プロトタイプ公表
 - 2012年3月 : バックグラウンド・ペーパー(3論点)公表
 - **2013年4月16日 : 国際統合報告フレームワーク案公表**
- コメント募集
 - フレームワーク最終化に向けた重要ステップ
 - コメント提出www.theiirc.org/consultationdraft2013.
 - 24のQuestions
 - 120日のコメント募集期間
 - コメントはIIRCウェブサイトにて公表

フレームワーク開発と各プロジェクト



INTEGRATED REPORTING <IR>

IIRC Critical Pathよ

フレームワーク公表の意図

Businesses and investors are coming together to help develop a **new corporate reporting model for the future.**

(中略)

This market- led initiative will have a profound and beneficial impact for businesses, investors, capital markets and the economy. It is time to make your views count.

<IIRC, BUSINESS LEADERS: WHAT YOU NEED TO KNOW>

2011/09協議文書:統合報告の背景

- 様々な環境変化に対応し、国際的に一貫した枠組みのもとで、中長期視点での企業報告を実現する。
 - 短期志向の金融市場
 - 経営の不確実性増大
 - 知的資本の重要性
 - グローバルな資源・環境問題の顕在化
- 企業の報告負担が増大する一方で、情報利用者に対して企業の全体像を提供できていない状況に対処する。

【要因】

- 様々な報告が、重複、相互に関連していない。
- 一貫した枠組みのもとでの開示となっていない。

フレームワークの構成

原則主義要求事項の要約

1. オーバービュー

2. 基本的概念

- A. イントロダクション
- B. 資本
- C. ビジネスモデル
- D. 価値創造

3. 開示原則

- A. 戦略的焦点と将来志向
- B. 情報の結合性
- C. ステークホルダー対応性
(Responsiveness)
- D. 重要性と簡潔性
- E. 信頼性と完全性
- F. 一貫性と比較可能性

4. 内容要素

- A. 組織概要と外部環境
- B. ガバナンス

- D. 機会とリスク
- E. 戦略と資源配分
- F. ビジネスモデル
- G. 実績
- H. 将来見通し

5. 作成と開示

- A. 報告頻度
- B. 重要性決定プロセス
- C. 重要事項の開示
- D. ガバナンス責任者の関与
- E. 信頼性
- F. 短・中・長期の時間軸
- G. 報告範囲
- H. 集合と分割
- I. テクノロジーの利用

用語集

附属資料

- A. IIRCからのその他の公表物・資料
- B. 結論の背景

統合報告の定義

統合報告：

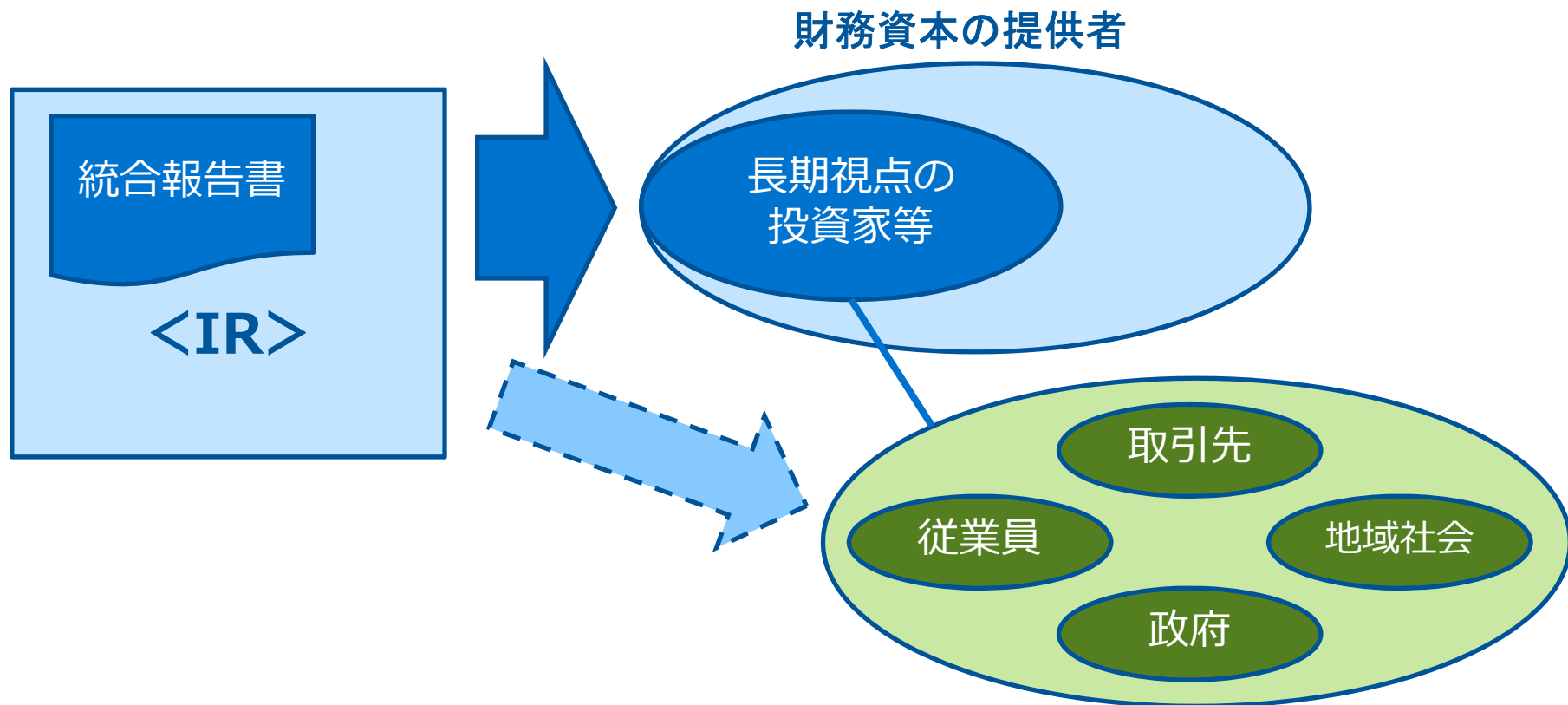
組織による、持続的な価値創造についてのコミュニケーションプロセスであり、年次の統合報告書という形で最も明示的に表される。

統合報告書：

組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが、短・中・長期の価値創造に、どのようにつながるかについての簡潔なコミュニケーション

統合報告の情報利用者

- 主たる利用者:財務資本の提供者
 - 統合報告は、組織の持続的な価値創造に関心を持つ他のステークホルダーの関心にも貢献するものとなる。
 - 長期視点の財務資本の提供者にもっとも貢献する情報となるだろう。



フレームワーク(FW)の位置づけ

- 目的:組織による統合報告プロセスを支援すること
- FWの適用を表明する場合
 - フレームワーク全体の内容を考慮したうえで、
 - すべての要求事項(Requirements)を適用する。
 - 【例外規定】

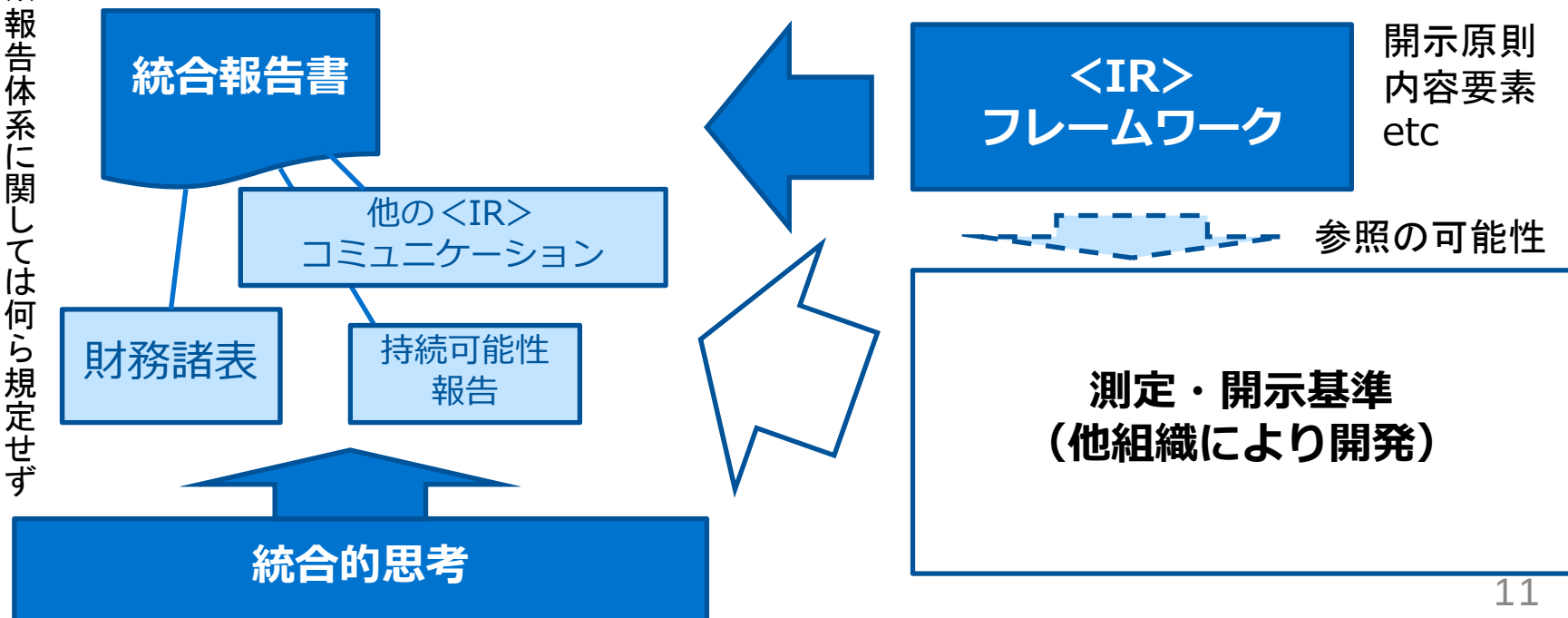
以下の場合には、概要(省略情報、理由など)を説明することで、省略可能

 - 信頼できるデータが入手できない
 - 法規制による制限
 - 競争上の危険

原則主義アプローチ

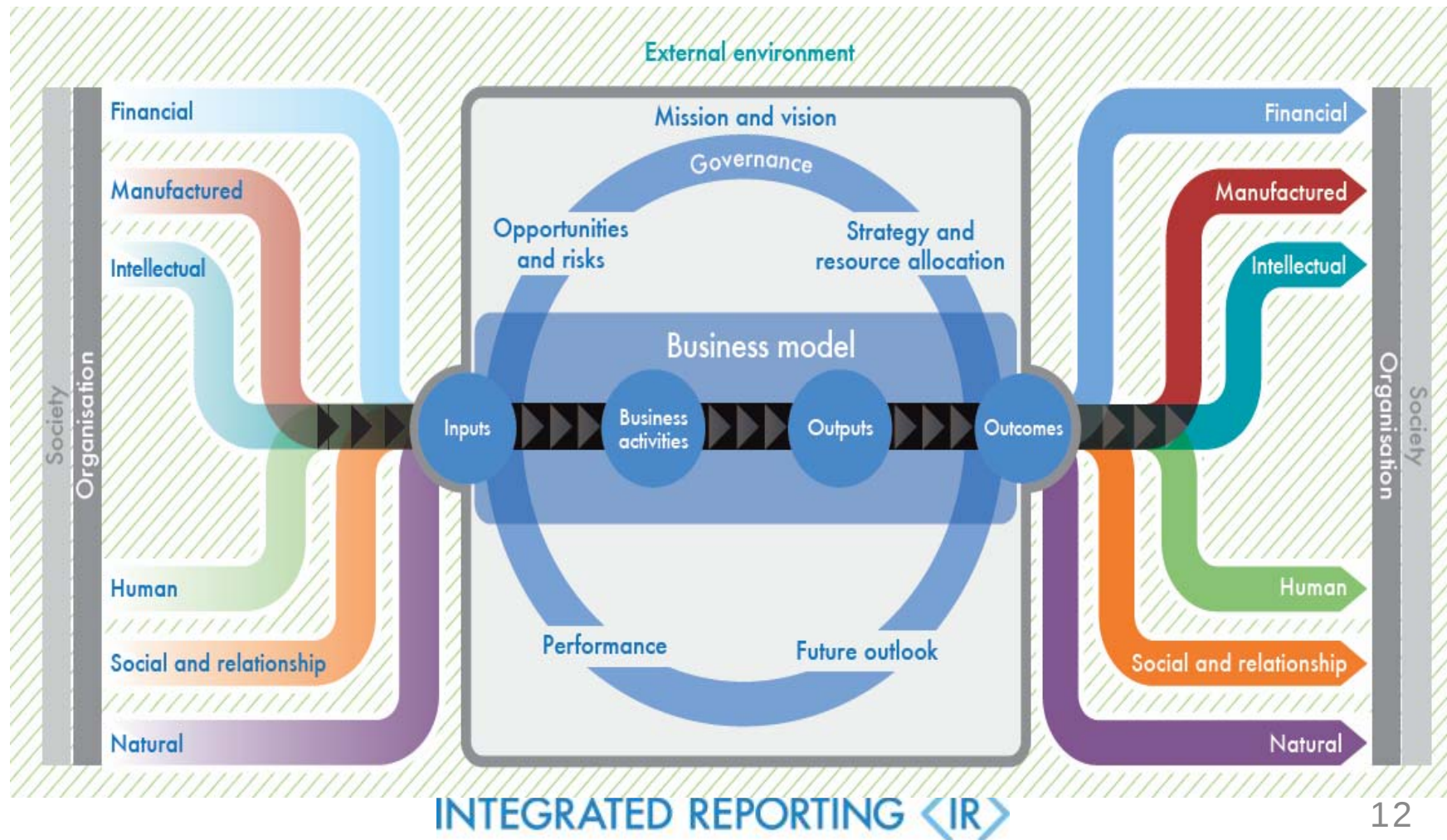
- 統合報告FWは原則主義アプローチを採用し、個別指標についての測定や開示についての基準を提供するものではない。
- したがって、経営者およびガバナンス責任者は、
 - 重要事項を決定し、適切に開示する。
 - 一般に認められた測定・開示基準を適用する。

※報告体系に関しては何ら規定せず



報告主題: 価値創造

組織が、短期、中期、長期において、どのように価値を創造するか



開示原則(Guiding Principles)

統合報告書作成の基礎となる原則

- － 開示情報の内容
- － 情報の表示

- A. 戦略的焦点と将来志向
- B. 情報の結合性
- C. ステークホルダー対応性
(Responsiveness)
- D. 重要性と簡潔性
- E. 信頼性と簡潔性
- F. 一貫性と比較可能性

戦略的焦点と将来志向

要求事項

統合報告書は、組織の戦略について、そして、これが短・中・長期の価値創造能力と資本に、どのような影響を及ぼすかについて、示唆を提供するべきである。

- 内容要素の「戦略と資源配分」および「将来見通し」に限らず、報告書全体を通して、情報の選定と開示にあたり考慮する原則
- 例えば、
 - 重要な機会、リスクおよび依拠について強調する
 - 過去の実績と将来見通しとの関係性や、短期的期待と長期的期待とのバランスをどのように取るかについてのガバナンス責任者の見解を提示する
 - 重要な資本の利用可能性や質について言及する
- 将来志向情報が、形式的なものとなることは避ける

内容要素(Content Elements)

統合報告書に含まれる情報のカテゴリー

- 統合報告書の記載項目ではない
- 要求事項は質問形式で提示
- 報告書の内容は、組織固有の環境によって規定されるものとして認識

- A. 組織概要と外部環境
- B. ガバナンス
- D. 機会とリスク
- E. 戦略と資源配分
- F. ビジネスモデル
- G. 実績
- H. 将来見通し

ガバナンス

要求事項

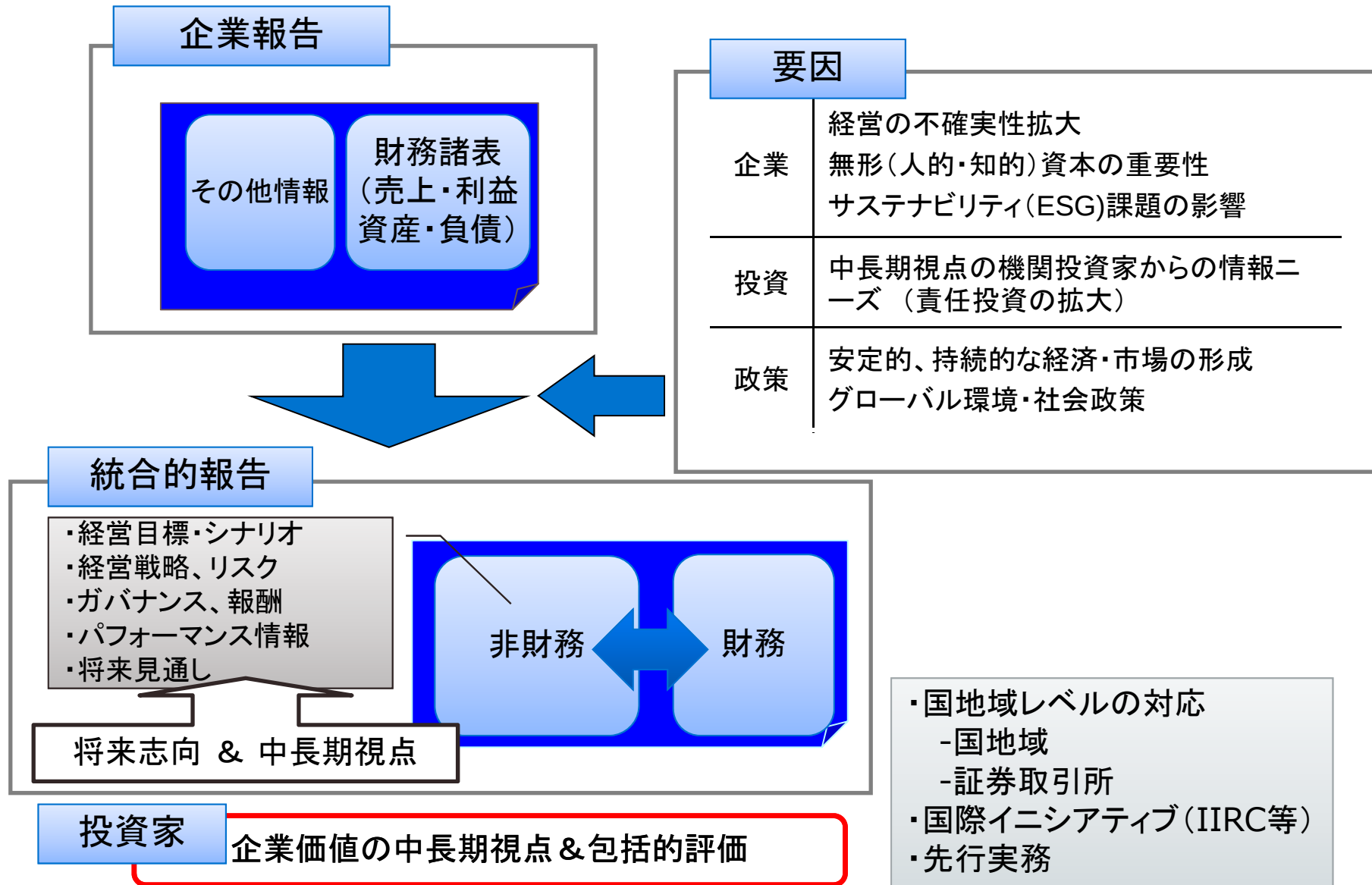
統合報告書は、以下の問いに答えるものでなければならない：
組織のガバナンス構造は、どのように組織の短・中・長期の価値創造能力に寄与するものとなっているか？

- 統合報告書は、以下のような事項についての示唆を提供するものとなる。
 - 組織のリーダーシップ構造（ガバナンス責任者の多様性・スキルを含む）
 - 戦略的な決定を下し、また、組織文化を構築し、監視するためのプロセス
 - 組織の文化、倫理及び価値が、資源利用やステークホルダーとの関係に反映させる方法
 - 報酬およびインセンティブが、組織の価値創造にどのようにリンクされているか

その他、特徴的なポイント

- 幅広い経営課題の考慮&時間軸の拡張
- 企業固有の価値創造モデルを重視
 - － 基本概念・原則・内容要素
 - － 一方で、一貫性・比較可能性への配慮
- 経営コンテキスト・ビジネスモデル・戦略と、
それを担保するガバナンス&実績情報
- 上級経営者・ガバナンス責任者の主体的関与
- 報告方針とプロセスの開示
 - － 重要性決定
 - － 報告範囲

参考：企業報告の変化のトレンド

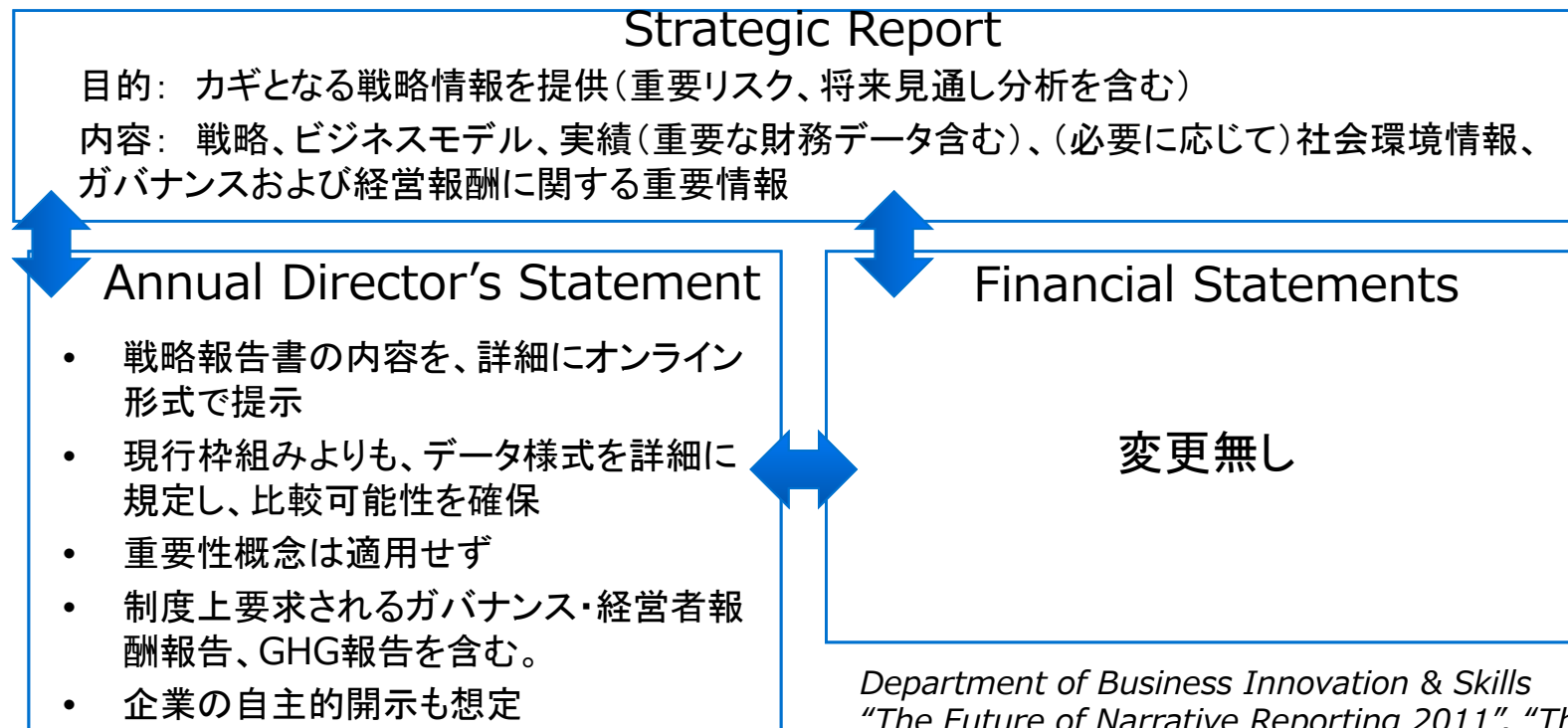


参考：各国地域における制度的対応

南アフリカ	● 2010年3月1日開始事業年度より、ヨハネスブルグ証券取引所上場企業は統合報告書を提出。
英国	● 2006年会社法により、ビジネスレビュー報告の要請。その中で、非財務開示要請。 ● BIS(ビジネス・イノベーション・技能省)およびFRC(財務報告委員会)では、2010年より新しい報告枠組みについて検討開始。 ● 年次報告書におけるGHG報告要請
EU	● 2003年会計法現代化指令により、非財務開示要請。 ● 2011年4月のSingle Market Actにより、非財務開示要請の具体化に向けた検討進行。
米国	● 非財務については、従来より、SEC 規則S-Kにて、各Item毎に開示事項の詳細を規定。MD&A、リスク開示、ガバナンス等。 ● 近年、気候変動開示ガイダンスを発行、紛争鉱物に関する開示要請等、ESGテーマについては個別対応 ● 紛争鉱物に関する開示要請
インド	● インド証券取引委員会(SEBI)決議により、年次報告の一部として、上場企業はESGについて報告すべきことを規定。
オーストラリア	● 財務報告委員会(FRC)に統合報告taskforceを設置し、対応を検討

参考：英国の報告制度改革の方向性

- 戦略報告書を軸とした新たな報告体系を提案
- Strategic Reportは採用される見通しだが、Annual Director's Statementは継続検討対象に。
- Strategic reportのガイダンスをFRCが公表予定



*Department of Business Innovation & Skills
"The Future of Narrative Reporting 2011", "The Government Response 2012"より作成*

■ 背景

- Cutting Clutters × Long term market *"The Kay Review of UK equity markets and Long-term decision making"*
- 経営全体像を理解したい利用者と、個別データを重視する利用者ニーズを区別